

岩手県告示第578号

令和2年9月8日県議会の議決を経た令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）及び令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

令和2年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

令和2年度岩手県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,968,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,095,163,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
9 国庫支出金		千円 193,407,007	千円 25,385,159	千円 218,792,166
	1 国庫負担金	71,381,694	277,981	71,659,675
	2 国庫補助金	119,815,753	25,107,178	144,922,931
12 繰入金		32,754,442	6,551	32,760,993
	2 基金繰入金	32,289,091	6,551	32,295,642
14 諸収入		198,002,265	50,576,465	248,578,730
	4 貸付金元利収入	171,212,335	50,500,000	221,712,335
	8 雑入	6,260,499	76,465	6,336,964
歳入合計		1,019,195,475	75,968,175	1,095,163,650

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 33,473,641	千円 3,815,915	千円 37,289,556
	1 総務管理費	11,579,559	1,059,613	12,639,172
	2 企画費	2,008,231	4,334	2,012,565
	4 地域振興費	8,002,259	2,845,920	10,848,179
	8 文化スポーツ費	4,247,387	△ 93,952	4,153,435
3 民生費		109,167,608	3,632,541	112,800,149
	1 社会福祉費	73,076,802	3,097,449	76,174,251
	2 県民生活費	1,482,143	86,343	1,568,486
	3 児童福祉費	23,795,182	448,749	24,243,931
4 衛生費		34,147,791	14,311,270	48,459,061
	1 公衆衛生費	12,152,441	10,988,388	23,140,829
	2 環境衛生費	11,147,646	17,164	11,164,810
	4 医薬費	9,544,766	3,305,718	12,850,484
5 労働費		3,459,793	△ 76,038	3,383,755
	1 労政費	918,000	△ 91,358	826,642
	2 職業訓練費	2,419,513	15,320	2,434,833
6 農林水産業費		72,413,953	356,200	72,770,153

	1 農 業 費	15,230,977	99,860	15,330,837
	2 畜 産 業 費	6,400,484	204,914	6,605,398
	4 林 業 費	14,728,858	27,438	14,756,296
	5 水 産 業 費	19,875,891	23,988	19,899,879
7 商 工 費		184,969,448	52,337,205	237,306,653
1 商 工 業 費	181,332,582	51,768,466	233,101,048	
2 観 光 費	3,636,866	568,739	4,205,605	
8 土 木 費		162,273,066	711	162,273,777
5 都 市 計 画 費	4,053,283	711	4,053,994	
9 警 察 費		29,187,311	1,249	29,188,560
1 警 察 管 理 費	26,007,511	105	26,007,616	
2 警 察 活 動 費	3,179,800	1,144	3,180,944	
10 教 育 費		149,833,297	1,239,823	151,073,120
1 教 育 総 務 費	19,410,734	28,770	19,439,504	
3 中 学 校 費	25,654,485	△ 500	25,653,985	
4 高 等 学 校 費	35,029,235	1,348,398	36,377,633	
5 特 別 支 援 学 校 費	11,818,333	18,436	11,836,769	
6 社 会 教 育 費	3,775,210	12,227	3,787,437	
7 保 健 体 育 費	745,724	△ 137,008	608,716	

	9 私立学校費	7,137,572	△ 30,500	7,107,072
13 諸支出金		89,985,095	349,299	90,334,394
	2 公営企業負担金	23,589,757	349,299	23,939,056
歳出合計		1,019,195,475	75,968,175	1,095,163,650

第2表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対策資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和2年度から令和13年度まで	損失補償総額60,000千円を限度とし、元本の6パーセント以内に相当する額以内	岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対策資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和2年度から令和13年度まで	損失補償総額150,000千円を限度とし、元本の6パーセント以内に相当する額以内
2 岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対応資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和2年度から令和13年度まで	損失補償総額360,000千円を限度とし、元本の12パーセント以内に相当する額以内	岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対応資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和2年度から令和13年度まで	損失補償総額675,000千円を限度とし、元本の12パーセント以内に相当する額以内
3 新型コロナウイルス感染症対応資金の融通に伴う利子補給	令和2年度から令和5年度まで	融資総額80,000,000千円を限度とし、年1.4パーセント以内の割合で計算した額	新型コロナウイルス感染症対応資金の融通に伴う利子補給	令和2年度から令和5年度まで	融資総額150,000,000千円を限度とし、年1.4パーセント以内の割合で計算した額
4 新型コロナウイルス感染症対策資金の融通に伴う保証料補給	令和2年度から令和12年度まで	融資総額20,000,000千円を限度とし、年0.2パーセント以内の割合で計算した額	新型コロナウイルス感染症対策資金の融通に伴う保証料補給	令和2年度から令和12年度まで	融資総額50,000,000千円を限度とし、年0.2パーセント以内の割合で計算した額

令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度岩手県立病院等事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度岩手県立病院等事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量			備 考
		補 正 前	補 正	補 正 後	
1 収益的収入及び支出	2 年間延患者数				
	（1）入院患者数	1,242,000人	△163,000人	1,079,000人	
	（2）外来患者数	1,832,000人	△204,000人	1,628,000人	
	3 一日平均患者数				
	（1）入院患者数	3,403人	△445人	2,958人	
	（2）外来患者数	7,540人	△837人	6,703人	

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。なお、新型コロナウイルス感染症に係る減収対策のため、特別減収対策企業債4,000,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	114,097,769千円	△2,391,274千円	111,706,495千円
第1項 医 業 収 益	96,102,439千円	△8,101,584千円	88,000,855千円

第2項	医業外収益	17,995,330千円	4,152,813千円	22,148,143千円
第3項	特別利益		1,557,497千円	1,557,497千円
支 出				
第1款	病院事業費用	112,574,237千円	1,648,384千円	114,222,621千円
第1項	医療費用	109,961,420千円	90,887千円	110,052,307千円
第4項	特別損失		1,557,497千円	1,557,497千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
収 入				
第1款	資本的収入	15,317,023千円	258,412千円	15,575,435千円
第2項	負担金	7,091,702千円	258,412千円	7,350,114千円
支 出				
第1款	資本的支出	22,714,657千円	258,412千円	22,973,069千円
第1項	建設改良費	8,450,847千円	258,412千円	8,709,259千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中「病院建築及び医療器械整備」を「病院建築、医療器械整備及び特別減収対策企業債」に、「6,980,000千円」を「10,980,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
(1)	職員給与費	57,997,870千円	90,887千円	58,088,757千円